

2024 年度

公益財団法人上廣倫理財団・JICA 連携 外国人介護人材サポート事業 募集要項

提出締切：2024 年 5 月 31 日 17 時（日本時間）

公示日：2024 年 4 月

独立行政法人 国際協力機構

1. 公益財団法人上廣倫理財団・JICA 連携 外国人介護人材サポート事業とは

「公益財団法人上廣倫理財団・JICA 連携 外国人介護人材サポート事業」（以下「本事業」という。）は、公益財団法人上廣倫理財団（以下「上廣倫理財団」という。）のご寄附を受けて、多様な主体と連携しながら地域における外国人介護人材支援にかかる取組みを促進することを目的に実施します。

独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）は、開発途上国に対する国際協力の知見を活かし、日本社会における責任ある外国人材受入れの促進と国内における多文化共生社会の構築を目指した活動を行っています。地域のステークホルダーと連携した JICA の取組みは、日本政府の「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 5 年度改訂）」にも言及されています。

昨今、国内では、様々な業種において外国人材が求められており、介護分野はその中の一つです。JICA が 2023 年に行った調査では、外国人介護人材受入れの実態として、他国・他職種より求められる要件（日本語、技術）が高いため日本が選ばれない、日本での長期滞在を希望する人材は多いが、長期滞在している人は少ない、といった点が確認されました。来日前の日本語教育が十分でない、介護関連の指導体制・カリキュラムが整っていないといった背景により、来日後も日本語能力が十分でなく、介護福祉士に合格できない、そのために将来像が描きづらい、といった課題が挙げられます。

こうした課題を解決するため、地域における外国人介護人材の育成環境を整えることが重要です。本事業では、地域の外国人介護人材及び日本人等からリーダーを育成し、これら人材と地域の多様な主体が外国人介護人材を就労者としても生活者としても支援する体制を構築するための研修プログラム等の提案を公募します。

なお、プログラムの一部を JICA が実施することを前提とした提案も受け付けます。プログラム実施段階における提案団体と JICA との協働の可能性も視野に入れ、プログラム提案の幅が広がることを期待しています。

2. プログラムの実施期間、構成、規模、及び提案団体の業務内容

- (1) プログラムの実施期間は最大 1 年 8 か月としますが、開始時期に関わらず、2026 年 2 月末までには終了するものとします。
- (2) プログラムは、提案団体が JICA との業務委託契約に基づき実施する「実施団体所管事業」に加え、JICA が国際協力推進員等を通じて実施する「JICA 所管事業」を含み得るものとし、それぞれの具体的な内容・内訳は、審査の結果、提案が採択となった提案団体と JICA の間で詳細を協議して決定します。
- (3) プログラムの上限金額は、実施団体所管事業、JICA 所管事業あわせて 1,440 万円（消費税込）とします。また、原則として、実施団体所管事業がプログラ

ム全体金額の 8 割以上を占めることとします。

3. 対象となるプログラム

- (1) 以下を含む活動をプログラムの対象とします。
 - (ア) 以下の研修受講者の選定及びこれら人材に対する強化研修の実施
 - ① 外国人介護人材(将来的にリーダーを担う可能性のある人材。主に JICA が援助事業を実施している国の出身者を対象として想定。) : 15 名 (目安)。研修の主な内容としては、日本語(就労のための日本語、介護の日本語)研修、介護技術研修、マネジメント・リーダーシップ研修を想定。
 - ② 上記のサポートが出来るマネジメント人材(日本人又は日本に定住し、日本語のレベルが N1 以上に相当する人材を対象として想定。) : 15 名 (目安)。研修の主な内容としては、指導者研修、マネジメント・リーダーシップ研修を想定。
 - (イ) 地域の外国人介護人材受入施設向け啓発活動(セミナー、イベント等)
 - (ウ) 各活動の経過及び成果の広報・普及活動(自治体等との連携が望ましい)
- (2) 提案団体の業務には以下のようなものが含まれます。

プログラム計画書の作成・提出、カリキュラム及び教材等の作成、講師等協力先の手配及び連絡調整、研修受講者の募集及び選定、研修受講者との連絡調整及びフォローアップ、業務及び経費の管理、業務従事者等の管理、JICA との連絡調整、四半期報告書及び業務完了報告書の作成・提出

4. 対象とならないプログラム

- (1) 特定の団体等の経済的利益を目的とするプログラム(特定の団体等(提案団体や共同事業体の構成員を含む)の自社製品やサービスの調達・提供を通じて経済的利益を得ることを目的とするプログラム等)
- (2) 主要な業務を第三者に委託するプログラム(ただし、印刷・製本、資料整理、翻訳・通訳、国内旅行の手配等の軽微な業務を専門の業者に再委託することは可)
- (3) 提案団体(共同事業体の構成員を含む)の主な役割が資金提供にとどまるプログラム
- (4) 宗教活動・政治活動・反社会勢力に関するプログラム

5. 応募資格要件

以下を応募要件とします。共同事業体を結成することを可能としますが、構

成員も以下を満たす必要があります。

- (1) 法人番号を有する団体
- (2) 主たる事務所を日本に置く団体
- (3) 国内での活動実績を直近で 2 年以上有する団体
- (4) 今回の公示において 1 プログラムのみの応募であること

6. 応募書類（記載言語は日本語とします）

【提案団体の概要等（以下(4)～(8)は共同事業体の構成員も提出が必要です）】

- (1) 2024 年度公益財団法人上廣倫理財団・JICA 連携 外国人介護人材サポート事業応募について（提出用表紙）
- (2) 共同事業体結成届出書 ※共同事業体を結成する場合のみ
- (3) 誓約書
- (4) 履歴事項全部証明書（発行日から 3 か月以内のもの）
- (5) 定款
- (6) 直近 2 年間の事業報告書
- (7) 直近 2 会計年の収支報告書
過去に会社更生法または民事再生法の適用の申し立てを行った経緯がある場合は、その旨を収支報告書に記載して下さい。
- (8) 納税証明書「その 3 の 3」（発行日から 3 か月以内のもの）

【プログラムの提案等】

- (9) 企画提案書（10～15 ページ）
- (10) 予算提案書（対象となる経費は別紙を参照願います）

7. 応募プロセス

- (1) 応募
2024 年 5 月 31 日 17 時（日本時間）までに JICA 国内事業部外国人材受入支援室（tagfr1@jica.go.jp）へ電子データで提出ください。
- (2) 選考結果の通知
JICA での審査及び上廣倫理財団による確認の上、2024 年 7 月上旬を目途に提案団体に通知します。

8. 審査

	審査項目	配点
1	事業対象地域の課題（特に介護分野に関連するもの）、プログラム参加者の状況、ニーズ、不足しているポイントを的確に把握しているか	16
2	プログラム参加者の選定及び数はプログラム目的に照らして適切か	9
3	強化研修が参画しやすく、プログラム参加者のレベルに即し、理解度を測るための工夫がされているか。一過性ではなく、終了後も確実に継続しうる内容となっているか	16
4	外国人介護人材受入施設向け啓発活動が、効果的に外国人介護人材の活躍を促進するような計画となっているか。	4
5	プログラムの内容やスケジュールは具体的かつ現実的で、プログラムの効果を高める取り組みや工夫があるか	9
6	提案内容と予算の規模は適切か	9
7	提案団体の強みを活かしたプログラムとなっているか	4
8	提案団体と業務総括者は類似業務の経験を有しているか	4
9	提案団体プログラムを実施する上での人員体制、運営・管理・経理処理能力を備えているか	9
10	提案団体はプログラム参加者等と連絡調整やフォローアップができるか	4
11	提案団体はプログラムの経過や成果について、適切に対象地及びそれ以外の地域で周知することが可能か	4
12	提案団体はプログラム実施にあたって、JICAの国内拠点や国際協力推進員等を含む、事業対象地域の官民ステークホルダーと協働し、事業効果を最大化するための工夫がなされているか	12

9. その他（採択後の取扱い）

- (1) 採択したプログラムは JICA の HP にプログラム名、概要表、提案団体名などを公表します。
- (2) プログラムの内容や経費の詳細（実施団体所管事業と JICA 所管事業の分担等を含む）については、採択後に提案団体と JICA が協議し、必要に応じて見直し等を行います。
- (3) 提案団体は、協議の結果を基にプログラム計画書を作成し、JICA の承認を得ます。JICA による承認の後、提案団体は受託者、JICA は委託者とし

て実施団体所管事業の実施にかかる業務委託契約¹を締結します。また、JICA は、業務委託契約の管理に加え、JICA 所管事業の実施及びこれらに関連する補完的活動を行います。

10. 募集要項に関するお問い合わせ

本募集要項の記載事項に係る質問または確認事項がある場合は、以下の要領で連絡ください。

- (1) 質問提出期限：2024年5月7日17時（日本時間）
- (2) 提出方法：電子メールにて提出
- (3) 宛先：独立行政法人国際協力機構 国内事業部外国人材受入支援室
「公益財団法人上廣倫理財団・JICA 連携外国人介護人材サポート事業」係
- (4) 電子メールアドレス：tagfr1@jica.go.jp
メール件名を「公益財団法人上廣倫理財団・JICA 連携外国人介護人材サポート事業募集要項にかかる問い合わせ」とし、以下の項目を記載してください。

①提案団体名、②担当者名、③電話番号、④電子メールアドレス、
⑤該当資料名、⑥該当ページ、⑦該当項目、⑧質問内容

- (5) 質問への回答方法：
質問にはメールで回答します。全体にお知らせする必要がある内容の場合には、2024年5月13日までにJICAの「[お知らせ | 事業について - JICA](#)」に掲示します。

※ 質問や回答によって募集要件が変更されることがありますので、上記のウェブサイトを随時確認ください。

以上

別紙：対象経費

¹ 業務委託契約書はHPでご確認ください。